

川崎市男女平等推進行動計画について
(答 申)

2013（平成25）年3月
第5期川崎市男女平等推進審議会

2013（平成25）年3月22日

川 崎 市 長
阿 部 孝 夫 様

第5期川崎市男女平等推進審議会
会 長 加 藤 千 恵

川崎市男女平等推進行動計画について（答 申）

第5期川崎市男女平等推進審議会は、2011（平成23）年4月1日に市長より次期川崎市男女平等推進行動計画の策定に向けた施策について諮問を受け、次期行動計画の改定について審議を重ねてきました。

次期行動計画がより一層の実効性を担保し、施策が効果的に推進されるよう、この審議結果を、川崎市男女平等推進行動計画の改定にむけて盛り込むべき施策の方向としてまとめ、以下に答申します。

【目 次】

第1章 答申の趣旨	1
-----------	---

第2章 川崎市男女平等推進行動計画の改定について

1 次期行動計画の基本的な考え方	2
2 施策の内容	4

【参考資料】

1 諮問文	10
2 川崎市男女平等推進行動計画（現行：第2期）体系図	11
3 男女平等かわさき条例	13
4 川崎市男女平等推進審議会規則	15
5 第5期川崎市男女平等推進審議会委員名簿	16
6 第5期川崎市男女平等推進審議会検討経過	17

第1章 答申の趣旨

川崎市は、2001（平成13）年6月に「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を制定し、2004（平成16）年5月には条例第8条に基づき、家庭、学校、職場や地域で男女平等を推進するための「柱Ⅰ 男女平等社会実現に向けての市、市民、事業者の連携促進」、多様な働き方により仕事と家庭の両立を図るための「柱Ⅱ 快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり」、固定的な性別役割分業意識や性差別的な価値観を見直すための「柱Ⅲ 男女平等推進のための意識啓発」、女性に対する暴力などの人権侵害を根絶するための「柱Ⅳ 『女性の人権』尊重への取組」、行動計画を効果的に進め施策の実効性を高めるための「柱Ⅴ 推進体制の充実」を5つの柱として、「川崎市男女平等推進行動計画（かわさき☆かがやきプラン）」（以下「行動計画」という。）を策定しました。その中で、「自立」「平等」「快適」をキーワードとした男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現のために必要な施策を明確にするとともに、2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までの5年間に取組むべき重要性、緊急性の高い事項に焦点をあて、男女平等施策を推進してきました。

さらに、取組を充実させ、推進していくために第2期行動計画を2009（平成21）年3月に策定しました。第2期行動計画では、相談件数が年々増加している配偶者やパートナーからの暴力（DV）の防止や被害者支援を中心とする「柱Ⅰ 『女性の人権』の確立」、男女がともに仕事と暮らしの両立を図るための「柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援」、子どもからおとなまで、さまざまな場面で男女平等に関する学習及び研修の機会を充実させる「柱Ⅲ 学習機会と情報の提供」、政策・方針決定過程への女性の参画などを促進する「柱Ⅳ 推進体制の充実」の4つの柱のもと「男女平等のまち・かわさき」の実現のため各種の施策を推進してきました。

2011（平成23）年度から設置された第5期川崎市男女平等推進審議会では、第2期行動計画の実施状況についてヒアリングを行う中でその達成状況について毎年評価を実施してきました。

これまでに行った評価結果から導き出された課題や、川崎市における男女共同参画をめぐる社会状況の変化などを踏まえながら、次期行動計画を策定するにあたって望ましい施策の方向性を提案します。

次期行動計画の策定にあたっては、この答申に掲げた事項を最大限に反映し、川崎市が「男女平等のまち・かわさき」をさらに推進されるように、より一層尽力されることを希望します。

第2章 川崎市男女平等推進行動計画の改定について

1 次期行動計画の基本的な考え方

(1) 行動計画の経過と課題

川崎市では、2001（平成13）年10月に、市・市民・事業者の連携・協働による男女平等の推進を軸とした条例を施行しました。さらに、条例に基づく初めての行動計画として、2004（平成16）年度～2008（平成20）年度の5年間を実施期間とする行動計画を策定し、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、この行動計画に基づく取組を基本的に継承しつつ、さらに、地域社会の課題や国の動向などの変化に対応した、2009（平成21）年度～2013（平成25）年度の5年間を実施期間とする第2期行動計画を策定して男女平等施策の更なる推進に取組んできました。

第1期行動計画策定から10年間にわたり男女平等政策に取組み、市役所における女性管理職の登用など着実にその成果は現れてきているところですが、一方で、女性の3分の1が配偶者などから暴力を受けたことがあり、そのうちの10人に1人が恒常的な暴力を受けているという調査結果があります。雇用状況においては、正規労働者と非正規労働者の賃金格差・処遇格差は依然として拡大しており、有効求人倍率の低迷や完全失業率の高止まりなど労働問題は厳しい状況にあります。

また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分業意識が社会に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域生活への参画が進んでいない現状があります。

2012（平成24）年度実施の市民アンケートにおいても、「男女共同参画という言葉を知らない。」と40%近くが回答しているという結果があり、男女共同参画の言葉の認知は十分ではありません。

国の施策としては、2010（平成22）年12月に男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。2012（平成24）年10月には、「女性に関するASEAN閣僚級会合」の第1回会合がラオスにおいて開催されるに当たり、中塚内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が招待され、今後の東アジア地域における男女共同参画に関する閣僚級会合の整備を含む協力体制などをテーマとして、関係各国の閣僚級による協議が行われました。

このような新たな課題や国などの動向に対応しながら、川崎市が「男女平等のまち・かわさき」の実現を支えるキーワードである「自立」「平等」「快適」をめざして更なる施策を推進するために、行動計画の改定時期に合わせて施策の方向の見直しを行いました。

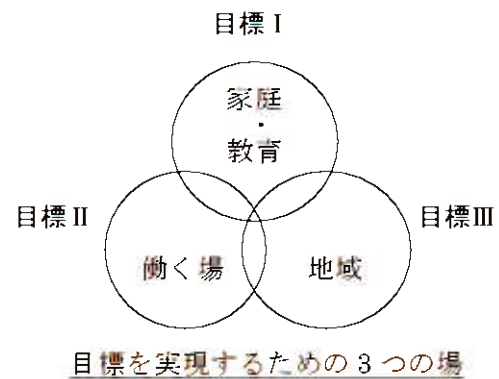
(2) 行動計画の見直しの趣旨および次期行動計画の期間

これまでの行動計画は、家庭や職場・教育の場というそれぞれの枠組みの中で男女共

同参画社会を実現するという視点から、施策の方向をいくつかの柱で示していました。これらの行動計画により一定の施策の実現が図れたところですが、しかし、これまでの間、社会は大きな災害への備えや貧困の問題という課題に直面することになり、「地域」の中での男女共同参画の意識をより浸透させる必要性が生じています。

次期行動計画では、市民が暮らす生活の場を広範囲に捉え、「家庭・教育」「働く場」そして「地域」という重なりあう場面を設定し、男女共同参画の考え方を広く浸透させていくために大きな3つの目標を掲げました。今後は、これまでの行動計画でも柱とされていた基本的な女性の人権の確立や働く場における男女共同参画の推進など、さらなる実現が求められる施策については、より一層の充実を目指すことが期待されます。

そして、「地域」という広がりをもった生活の場での男女共同参画の視点は、これまで強く意識されていたとはいえない面があり、災害や貧困などの問題や新しい課題に対応し、男女共同参画社会の実現のために、より意識されるべき視点であると考えます。



次期行動計画では大きな目標を3つの広がりをもった視点で捉え、より効果的で実効性のある施策の実現を目指すこととなります。

2013（平成25）年度までの5年間の行動計画の成果と社会情勢の変化を踏まえた改定であり、次期行動計画の期間は、現行の計画の期間と同様に、2014（平成26）年度からの5年間とすることがふさわしいと考えます。

次期行動計画の体系図（案）

3つの目標	9つの基本施策
I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	1 男女の人権の尊重
	2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援
	3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
II 働く場における男女共同参画の推進	4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進
	5 働く場における男女共同参画の推進
	6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
III 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進	7 地域における男女共同参画の推進
	8 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
	9 生涯を通じた健康支援

2 施策の内容

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。家庭や教育の場で基本的な人権の理念を学び、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、教育・啓発活動を一層充実させる必要があります。

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

価値観や生き方の多様化に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組むことが重要であり、多くの男性が仕事を優先せざるを得ない現状において、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めるとともに、様々な就業ニーズに柔軟に対応した就労支援を男女問わず行っていく必要があります。

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながると期待されます。「地域」では、高齢化、単身世帯の増加や災害時の対応など、住民が協力しあい地域の課題に行政だけでなく地域で対応することが必要であり、今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動などの方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。また、一方で男性が仕事だけでなく、経験や知識を生かして地域活動に参画することも男女共同参画社会の実現のために必要な課題であります。

以下では、次期行動計画の3つの目標ごとに、具体的な方向の指針となる9つの基本施策について、川崎市が市民、地域団体や事業者などと協働して行うべき内容を提言します。

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、性別にかかわらず多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、職場、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、そのためには、男女が協力して暮らしやすい社会を形成していく必要があります。

しかしながら、これまで、男女共同参画は働く女性の支援が強調されることが多く、女性のみ、特に働く女性のみの問題として受けとめられ、男性は、男女共同参画を「自分の

問題」としてとらえにくい状況にあると考えられます。性別役割分業意識が社会や企業に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域生活への参画の実現が難しいのが現状で、男性も参画できる環境づくりが必要です。

性別役割分業意識は、現実的には、直ちにその意識を解消することは非常に困難と言わざるを得ません。家族のあり方が多様化するなかで、次代を担う子どもたちが男女共同参画を正しく理解し実践できるおとなに育っていくよう長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めていくことが必要です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春などは重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者支援に取り組む必要があります。

川崎市としても、男女の人権の尊重に取り組む中で、男女共同参画についての基本的な施策推進が引き続き必要と考えます。

1 男女の人権の尊重

[条例第3条、第5条、第11条、第14条、第15条]

- ① 人権教育・啓発の推進
- ② 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- ④ メディア・リテラシーの向上のための支援
- ⑤ メディアにおける男女の人権尊重の促進

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

[条例第6条、第11条、第12条]

- ① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- ② セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進
- ③ 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- ④ 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進

3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

[条例第3条、第11条、第12条、第14条]

- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ② 男性が家庭生活に参画できる環境づくり
- ③ 男性が地域活動に参画できる環境づくり
- ④ 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

- ⑤ 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
- ⑥ 児童生徒に対する情報教育の推進
- ⑦ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

経済情勢が低迷し、非正規労働者が増加するなど不安定な雇用環境と低収入が社会問題となっている状況において、活力ある社会を構築するために多様な能力の活用、新たな視点の導入などの観点から女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、各分野で女性がリーダーシップを発揮することが必要です。女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程への参画は徐々に進んでいますが、依然として先進国に比べると十分とはいえず、審議会などにおける女性委員の比率向上など市が率先垂範の役割を果たしていく必要があります。

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

しかしながら、「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(2011(平成 23)年版かわさきの男女共同参画データブック)によると、職場における男女の地位の平等について、「平等」と回答した人が18.5%に対して、71%の人が「男性が優遇されている」と回答しています。実質的に男女が均等な機会と待遇を享受し、女性が雇用の場で活躍できるよう、事業者へポジティブ・アクションの推進などを積極的に働きかけるとともに職場での啓発などを進めていく必要があります。さらに、あらゆる分野に男女双方の視点が入ることはとても重要です。たとえば、男女の参画に偏りがある科学技術分野、あるいは学術分野において様々な障壁を取り除き男女双方の参画を推進するとともに、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めていく必要があります。

また、仕事と生活の調和が図られることで、多様な生き方を選択し社会のあらゆる分野に参画しその能力を発揮することは男女共同参画社会の実現の基盤となるもので、職場、子育て、介護など個人のライフサイクルを取り巻く環境を整える必要があります。

川崎市においても、職場における男女共同参画の推進の取組をより一層進めることが必要と考えます。

4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

【条例第10条、第12条、第14条、第15条】

① 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

<目標値> 期間：2018(平成30)年度までのできるだけ早い時期

数値：ア 審議会等への女性の参加比率40%

イ 女性委員0(ゼロ)の審議会等をなくす【平成24年度 4.3%】

ウ 男女ほぼ同数（男女いずれか一方が6割を超えない状態）の
の審議会等の数を全体の30%

② 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

<目標値> 期間：2018（平成30）年度までのできるだけ早い時期

数値：ア 市立小中学校の校長・教頭の女性比率

小学校35%、中学校18%

イ 市役所における女性管理職比率（課長級）25%

ウ 男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差をなくす

【平成24年4月1日現在 男性職員7.25%、女性職員2.72%】

③ 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進

④ 企業などの方針決定過程への男女共同参画の推進

⑤ 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進

5 働く場における男女共同参画の推進

【条例第10条、第12条、第14条、第15条】

① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

② 職場における男女共同参画に関する教育の促進

③ 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進（再掲）

④ 多様な就業ニーズに対応した就業支援

⑤ 経営の主体となる女性の育成・支援

⑥ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【条例第11条、12条、第15条】

① ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進

② 育児・介護休業制度などの定着と利用促進

<目標値> 期間：2018（平成30）年度までのできるだけ早い時期

数値：市役所における男性の育児休業取得者割合10%

③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

④ 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実

⑤ 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進

⑥ 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進（再掲）

⑦ 男性が家庭生活に参画できる環境づくり（再掲）

⑧ ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が大きく変化する中、地域では、高齢者や単身世帯の増加、人とのコミュニケーションの希薄化など多くの課題を抱えています。家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながるものと期待されます。

しかし、自治会・町内会などの地域活動において、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就いている」のは、93.5%にのぼり、小・中学校のPTA会長も87.8%が男性です（平成23年9月時点）。地域活動・PTA活動に携わる女性は多くても、地域における方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

このため、今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

また、社会経済環境が急激に変化する中、貧困に苦しむ人や教育や就労などの機会が得られない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親世帯、失業や貧困問題など様々な困難を抱える人々の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取組を進めるとともに、災害時においても、地域社会の連携の中で女性の視点を地域の防災に取入れるなど男女共同参画の視点に立ち、誰もが安心して暮らすための環境の整備を行っていく必要があります。

さらに、誰もが安心して生活するために男女双方の視点を取り入れた医療や健康増進の環境を整えることで、人生のあらゆるステージにあった健康づくりを支援していくことが必要です。

川崎市において、子どもからおとなまでが、地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進にも取り組む必要があります。

7 地域における男女共同参画の推進

【条例第11条、第12条、第14条、第15条】

- ① 地域活動における男女共同参画の促進
- ② 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進
- ③ 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大
- ④ 男女共同参画センターの取組の推進
- ⑤ 男性が地域活動に参画できる環境づくり（再掲）
- ⑥ 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進（再掲）

8 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

[条例第12条、第15条]

- ① 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援
- ② 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援
- ③ 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- ④ 多文化共生意識の高揚
- ⑤ ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進（再掲）
- ⑥ 雇用環境の整備と貧困など様々な問題を抱える人々への対応
- ⑦ ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進
- ⑧ 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進（再掲）

9 生涯を通じた健康支援

[条例第11条、第12条、第15条]

- ① 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- ② 妊娠・出産などに関する健康支援
- ③ 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援
- ④ 性差医療の推進
- ⑤ 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- ⑥ 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進
- ⑦ 相談しやすい体制の整備